

2022.5.28～2022.10.31

直江津港発着

予約制

日帰り

直江津港発着

佐渡日帰り自転車パック

電動アシスト付きクロスバイク（Eバイク）で
佐渡をサイクリング♪

ジェットfoil
往復乗船

+

レンタサイクル
（島内自由行動）

※ヘルメット・修理保証金含む

+

お土産
（佐渡産わかめ他）

旅行
代金

大人

14,000円

小児

10,000円



佐渡産みかんジャム、あごだしラーメン、佐渡番茶、さしわかめの4点セット！

- 設定日 2022年 5月28日(土)～10月31日(月)
- 定員 2名様 ○1名様利用可 ○添乗員は同行しません。
*3名様以上でご利用の場合は、お電話にてお問い合わせください。



自転車は、電動アシスト付きのクロスバイク。
※詳しくは右記「レンタサイクルについて」をご確認ください。

■ レンタサイクルについて【※必ずお読みください】

- ①自転車は、電動アシスト付きのクロスバイク（Eバイク）で、乗車適用目安は身長159cm以上となります。
※身長等によりクロスバイクの利用ができない場合は、現地でシティタイプの電動アシスト自転車（乗車適用目安146cm）または空があればEバイクミニ（乗車適用目安145cm）に変更できます。（変更による返金はございません。）
- ②子供用自転車はありません。小児が利用する場合も、上記の大人用自転車となります。
- ③荷物は南佐渡観光案内所に預けることができます。自転車受付時にお申し出ください。

行程

直江津港 ジェットfoil 約5分
8:55発 ～～～～ 小木港…徒歩…南佐渡観光案内所(自転車受付) === 島内自由行動(自由食) ===
10:10着
== 南佐渡観光案内所(自転車返却)…徒歩…小木家(お土産受取り)・小木港 ジェットfoil 約5分
15:45発 ～～～～ 直江津港 17:00着
※15:30までにお受け取りください。

7/30～8/21の間は、小木港 16:45発→直江津港 18:00着となります。
16:30までに自転車返却、お土産をお受け取りください。

お問合せ
お申込み

インターネット予約はこちらから
佐渡汽船ホームページ→



佐渡汽船(株)直江津総合案内所 (08:30～17:00)
TEL: 025-544-1234

※インターネット予約は出発日3日前16:00までご利用いただけます。お電話の場合は前日16:00まで承ります。

必ずお読みください

―「◀直江津港発着▶佐渡日帰り自転車パック」の旅行代金には、行程に明示された交通費・お土産代・消費税等諸税が含まれています―

■最少催行人員：大人1名様〜 ■添乗員：添乗員・現地係員は同行致します。ご旅行に必要な旅程表類またはご案内をお送り致しますので、ご旅行中のお手続きはお客様ご自身にて行ってください。■小児：小児代金は小学生が対象となります。■幼児：幼児はご利用できません。■自転車について：スポーツタイプの電動アシスト付きクロスバイク(E バイク)で、乗車適用品安は身長 159cm 以上となります。(現地でシティタイプの電動アシスト付き自転車に変更可能です。)子供用自転車はありません。■船舶の欠航：利用予定便の船舶欠航についての対応は、下記の「船舶の就欠航について」をご覧ください。■昼食：昼食は含まれておりません。(自由食)■取消および変更：取消・変更が生じた場合は、お申し込み店の営業時間内にお申し出ください。その場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を収受致します。■未成年者(20歳未満)のみでの参加、また親権者以外の方と参加される場合は、親権者様の同意をいただいております。お申し込みとなりますので、同意書の提出をお願い致します。

船舶の就欠航について

佐渡汽船・ジェットフォイルの就欠航の決定については、原則として出航時刻の 60 分前となります。

就欠航のお問い合わせにつきましては、弊社ホームページでご確認いただくか、乗船港に直接お問い合わせください。【直江津港：025-543-3791】

【往路便または復路便が欠航】●往路便が欠航または往路出発前に復路便が欠航または就欠航未定となっている場合は、ツアーキャンセル(催行中止)となり、ご旅行代金は全額返金となります。(直江津港までの交通費については、お客様のご負担となります。)

【島内で全ての航路が欠航】●天候の急変等により佐渡発の全ての便が欠航した場合、島内にてご宿泊いただきます。

●その場合、宿泊代・食事代・島内交通費等はお客様負担となり、帰着日は翌日以降となります。

【共通のご案内】●就欠航について、お申込店よりお客様へ直接ご連絡を差し上げる場合があります。この場合、お客様において旅行中止を判断された場合は、取消料の対象とはなりません。尚、お客様ご自身の判断により、就欠航未定時に旅行を中止した場合は、取消料の対象となります。

●気象予報等により当日の海上時化が予想される場合、当日の運航状況に関わらず、事前に旅行中止を決定する場合があります。

●その他の事項につきましては、佐渡汽船株式会社の運送約款によります。

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、別途お渡しする旅行条件書をお受け取りください

(このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります)

この旅行は、佐渡汽船株式会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする旅行条件書、最終旅程表によります。

1.旅行のお申込み及び契約の成立時期

(1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれ一部として取り扱います。

旅行代金	申込金(お一人様)
30,000 円未満	6,000 円以上旅行代金まで
30,000 円以上 60,000 円未満	12,000 円以上旅行代金まで
60,000 円以上 90,000 円未満	18,000 円以上旅行代金まで
90,000 円以上	旅行代金の 20%以上旅行代金まで

(2)当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがされない場合は、当社からお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。

(3)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3.旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

旅行日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。

4.旅行契約内容の変更

当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

5.取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

	取消・変更日	取消・変更料
	a. 21 日目にあたる日以前の解除 (日帰りに旅行にあつては 11 日前)	無 料
旅行開始日の 前日から起算して さかのぼって	b. 20 日目にあたる日以降の解除 (日帰りに旅行にあつては 10 日前)	旅行代金の 20%
	c. 7 日目にあたる日以降の解除(d〜fを除く)	旅行代金の 30%
	d. 旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
	e. 旅行開始日当日(fを除く)	旅行代金の 50%
	f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の 100%

6.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

(2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。

- 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
- 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7.当社による旅行契約の解除

- (1)お客様が当社指定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除する場合があります。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2)次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - a.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b.お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d.お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰り旅行は 3 日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知いたします。
 - e.天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (3)当社は前項により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金を払い戻します。

旅行企画 実施	新潟県知事登録旅行業 第2-167号
	佐渡汽船株式会社
	〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島9-1
	(一社)全国旅行業協会正会員

新型コロナウイルス感染症対策として、佐渡汽船ではお客様と従業員の安心・安全な環境を守るため、以下のように努めております。

新型コロナウイルス感染症対策について

- 【船内について】船室等に「抗ウイルス」「抗菌」「消臭」効果のある光触媒コーティングを実施しております。また、空調設備の調整等により、新鮮な外気を取り入れています。接客スタッフ・乗組員も手洗い・うがいを実施し、咳エチケットとしてマスクを着用しております。尚、船内にもアルコール消毒液を設置しておりますのでご利用ください。
- 【提携施設について】各施設ではアルコール消毒・消毒液の設置、換気、また、従業員とお客様同士の接触を減少させるための取り組み、従業員のマスク着用、検温や健康チェック等を実施しております。

【お客様自身での体調管理のお願い】 安心かつ安全にご参加していただくために、お客様自身での体調管理、マスク着用、手洗い・うがい等に努めていただきますようお願い申し上げます。

お電話・インターネットでご予約ください

インターネット申込：詳細は下記アドレスよりご確認ください。

<https://www.sadokisen.co.jp/trip-top/>

まずは検索してください！ 検索

電 話 申 込：電話番号はお間違のないようお願いします。

(受託販売)

新潟県知事登録旅行業 第2-171号

株式会社直江津マリントラベル(佐渡汽船直江津総合案内所内)

TEL.025(544)1234【営業時間8:30〜17:00】

国内旅行業務取扱管理者 八子 智英

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。

この旅行契約に關し、担当者からの説明に「本圖が占有料を占め、また、この圖が旅行業務取扱管理者に「管理」され、